医療と介護の連携連絡票を用いた
情報共有のための取扱マニュアル

岸和田市在宅医療介護連携推進協議会

岸和田・貝塚地域リハケア会議

平成２９年３月

医療と介護の連携連絡票を用いた情報共有のための取扱マニュアル

（１） 情報共有の目的

介護支援専門員（以下「ケアマネジャー等」という。）と医師、医療スタッフ・歯科医師・薬剤師等が連携し、お互いの情報交換を円滑に行うことにより、要支援・要介護者の支援を効果的に行うことを目的に、統一した情報共有の書式「医療と介護の連携連絡票」を作成し、関係者が共通の理解のもとにこれを使用する。

（２） 医療と介護の連携連絡票の種類

「医療と介護の連携連絡票」の書式は、以下の３種類とする。

１）医療と介護の連携連絡票介護（様式 1）
ケアマネジャーと医師・医療スタッフおよび歯科医師・薬剤師間における相互の質問及び返答の際に使用する。

２）医療と介護の連携連絡票介護（様式 2）
ケアマネジャーから歯科医師への質問及び歯科医師から返答する場合に使用する。

３）医療と介護の連携連絡票介護（様式 3）
ケアマネジャーから薬剤師への質問及び薬剤師から返答する場合に使用する。

（３）医療と介護の連携連絡票使用上の留意事項

１）ケアマネジャー、医師・医療スタッフ・歯科医師・薬剤師等は、ケアプラン、診療記録等の現行制度下で利用可能な書類等から情報を得るように努力する。

２）ケアマネジャーが、以下の立場にある医師・歯科医師・薬剤師等と連携を希望して情報提供を依頼する場合には、予め連絡し了解を得るか、医療機関内の担当部署、メディカルソーシャルワーカー（ＭＳＷ）、看護師、受付窓口等を通じて依頼を行うなどの配慮が必要である。

①主治医意見書を記入したが通常の診療を定期的に行っていない医師
②稀に単発的に受診する患者（利用者）を診察している医師
③要介護・要支援認定の主病を診療していない医師
④救急医療機関等で入院診療を担当したが在宅医療を担当する予定のない医師
⑤救急医療機関から在宅医療の主治医を依頼された直後の医師
⑥その他特殊な事情のある場合

３）ケアマネジャーと医師・歯科医師・薬剤師等は、「医療と介護の連携連絡票」において情報提供（質問・相談を含む）の依頼があった時は、正当な依頼であることが確認できた場合、双方ができる限り速やかな対応を図ることとし、それぞれの書式に記入して返答する。また、提供情報が多い場合は、別紙を追加して返答する。

４）ケアマネジャーと医師・歯科医師・薬剤師等の双方が、相手と確実に連携できる段階に至った際は、必ずしも医療と介護の連携連絡票を用いる必要はなく、口頭、電話等の利用も可能である。

５）利用者及び家族の個人情報の保護については、関係法令に基づき適正に取り扱うものとする。